

明治前期県下金融史資料について

—山口県県史編さん室による調査成果の検討—

道 盛 誠 一

1 はじめに

山口県下の近代史資料についての所在調査がどの程度成果を上げているのであろうか。金融史資料を渉獵している立場から、その概観を得、県史編さん室の近代史資料調査の現状について検討を加えたいと思う。本稿では、金融関連統計データを長期時系列で再編集⁽¹⁾する観点から県統計書ならびに同統計報告書をわが国の総括統計書ならびに業務統計書の編纂変遷との関係で位置付けなおすこと、編さん室資料調査による調査の成果を統計資料史および企業史の観点から検討すること、以上2点についての考察を加える。

2 県編纂の統計書

旧稿⁽²⁾で触れたように、山口県の金融分野の明治期統計データは、県発行の統計書、それも複数の統計書に依拠して編集される以外にない。明治15年に最初に刊行された折には『第1回年報』と題されつつも以降改題のもと明治44年まで刊行が続いた『山口県勸業年報』、そして明治18年を第1回として都合3回のみ刊行された『山口県統計表』、さらに明治28年に第1回の刊行を見て継続発行された『山口県治一斑』が、それらである。なお、『山口県勸業年報』は、従来刊行されてきた種々の業務統計書と同様に明治45年／大正元年に廃刊されて統合、『山口県統計書』に模様替えされた。また、『山口県治一斑』は、やはり明治45年／大正元年に『山口県勢一斑』と改題して以降継続刊行されていくことになる⁽³⁾。

細谷新治氏が明治「近代化」の過程に即して中央政府の編纂する経済統計に関する情報整理と詳細な背景事情解説を行っている⁽⁴⁾。ここでは、主として同氏の解題に導かれて、2つの課題に応えたいと思う。すなわち、第一には、中央政府による統計書刊行の推移と山口県のそれとの対照を行い、山口県統計の特色を抽出することである。第二に、そのもとで、『山口県勸業年報』の県統計書に占める位置について考察を行うことである。

明治前期における県統計書の変遷史を射程に収める上で注目すべき点は、少なくとも2つある。まず、明治政府は新政府樹立まもなくよりわが国の国勢の把握に努め、それを具体的に統計書に編もうとしたと見られる。旧長州藩としての山口県において、そうした中央政府の動きと同調した統計編纂の動きが見られるかどうか、である。次に、県正式統計書確立過程と見られる明治10年代後半の動揺は中央政府における統計書編纂指針の変化と関係づけて理解してよいのかどうか、である。

前者の点から見ていこう。中央政府は、早くも明治4年に『国勢要覧』と題して明治4年を調査対象年にした総括統計表を編んでいる。が、同書はそれを限りとして継続刊行されず、やはり明治4年を調査対象年にした総括統計表を『辛未政表』として翌5年に刊行している。これも同

年限りで、明治5年を調査対象としたものは、明治6年に『壬申政表』の題のもとに刊行されている。これらが、明治7年から同14年まで刊行された『日本政表』の前身となるものである。さらに、明治8年には『府県物産表』が刊行を開始している。独立した統計調査に基づく統計表の編纂開始である。同年にその第1回と第2回がそれぞれ調査対象年を明治6年ならびに同7年として刊行され、以降継続して刊行されたものである⁽⁵⁾。

この点、山口県に関わる史資料は、総括統計書分野についても物産表分野についても、県の中央政府の動きに対応する動きを一切詳らかにしない。『日本政表』に関連する史資料ならびに『府県物産表』や『全国物産表』に関連する史資料は、現在のところ県史編さん室の調査網には掛かっていないのである。

県史編さん室の調査成果から県の動向が中央政府の動きと対応付けて明らかにされるのは、業務年報分野であろう。中央政府において、明治10年に『旧勸業寮年報概要』と題する業務年報が明治8年度を調査対象年として刊行される。同書は、翌年から『勸農局年報』として明治14年までそれぞれ明治9年度ないし11年度を調査対象年として刊行され、農商務省設立に伴って明治15年以降『農商務報告』として同17年まで、『農商務統計表』として明治19年以降継続刊行されていく。これに対して、県では、『山口県勸業年報』の定期刊行化を対置することができる。その他にも、『山口県勸業課報告』あるいは『山口県勸業雑報』、『山口県勸業月報』と題した業務調査報告書が明治12年以来遺されている。これらについては、かつて『山口県勸業年報』の前身ないし補遺に当たるものと推測したことがある⁽⁶⁾が、例えば『山口県勸業課報告』という母冊名を持った綴り⁽⁷⁾に綴られているのは、明治12年から同15年に至る県勸業課の所管業務に関する報告書で、農業に関する情報、すなわち農作物の作柄や虫害対策といった内容に偏ったものである。農業以外の殖産興業に関わる内容は、農産物以外の県産品も含めた博覧販売所の県外設置や明治14年の内国勸業博覧会ならびに同第2回博覧会の事務ないし出品目録など、といった態のものである。『山口県勸業雑報』となれば、さらに農業に偏した内容になっている。県下農工商業に則した、何らかの統計調査がどのような態勢で、いつ行われたのかといった情報は含まれていないし、統計調査の結果の取りまとめあるいは計算書も含まれず、さらには統計表の下稿も一切含まれてはいない。したがって、『山口県勸業年報』の「前身ないし補遺」とした推定は誤ったものとしなければならない。

そもそもこうした統計書を所管した県勸業課は明治9年3月に租税課から分かれて設置されたのがその始まりであり、殖産興業政策に県として具体的に対応する態勢が少なくとも組織的に整えられたのは明治9年度以降であったと考えてよいであろう。より本格的な組織改革は、明治14年10月に勸業・物産・簿記の3係体制から調査・農商・工務・駅通・計算の5係制への移行まで待つことになるという良好であろう。こうした県の態勢の推移は、中央政府において内務省内に勸農局が設けられ、さらに農商務省が設置される時機と符号している。とすれば、県下の統計調査に独自調査の痕跡が少なくとも史資料上は確認できないのも無理はないと言ってよいであろう。中央政府の動きに先んじて、ないしは中央政府とはまた別な発想で、経済統計の調査ないしは統計書の編纂が試みられたとは、考えられないということである。県勸業課の上述のごとき体制整備に対応して、明治15年の『第1回年報』（第1回の『山口県勸業年報』）が編まれ、『山口県統計表』が編纂されていったということになる。『勸業課報告』や『勸業雑報』が逐次出されてい

ったのも、この体制が整備されてからのものだというのもここで再確認しておこう。とはいうものの、こうした体制整備にもかかわらず、県総括統計書のごとき表題を付された『年報』がなによりゆえに2回目⁽⁸⁾から『山口県勸業年報』になり、かつまた新たな県総括統計書と目される『山口県統計表』がなによりゆえに第3回で廃刊されることになったのか、同第2回と第3回との間には6年間の空白期間が横たわっているがその理由はいったい何であったのか。これらを明かしてくれる史資料は、現在のところ一切存在が明らかにされていない。

明治11年7月にはいわゆる新三法体制が交付されて、中央政府—府県—郡長—町村という命令系統によって統計業務も上意下達式に遂行されていく体制が確立されていったというのが通説であろう。ただしこの体制も、磐石ではなかったという。折しも松方財政による農村の疲弊と激化する民権運動という背景のもとで、地方議会に反政府的闘争がみられるようになるとともに、末端の行政組織たる戸長役場が自然村落の代表的存在であったが故に郡長以上の行政上の意向を必ずしも直截に反映しない傾向をもったがゆえに新三法体制は想定のとおりには機能しなかったのだ、と説明されるのが常である⁽⁹⁾。そうであるがゆえに、明治17年当時の内務卿山県有朋の強力な指導のもとで抜本的な地方制度改革が企てられ、同年には戸長も官選に変更されるとともにその所轄域が一挙に拡大されるなど末端行政権の強化が図られたという。この改革は、結局のところ明治21年の市町村制施行によって完成を見る。同制施行の前提として大規模な町村合併が推進されたのであるから、末端行政区画が自然村もしくは伝統的な生活圏から乖離して中央集権型の行政体制が確立されたものとみなされている。こうした全国的な経過に対応する県下の情勢が上述来の県統計書の変遷過程に反映しているのかもしれない。ただし、これも飽くまでも推測の域を出ない。

最後に、既述の細谷氏が提言に応じておこう。同氏は各地方統計書の下稿あるいは資料綴りをも射程に収めた書誌学的検討が行われる必要性を説いておられた。これに相当する史料は、山口県の場合、明治前期に該当するものが遺されていない。わずかに明治後期の明治41年の「県政要覧一件」と題された文書1冊だけを見ることができるとどまる。同文書については「『県政要覧』の下稿やその編集のために寄せられた市郡からの報告ならびに関係役所（山口地方裁判所、広島税務監督局、山口監獄、広島郵便局などなど）からの報告等が綴られている。しかしながら、これら報告は簡潔なもので「『要覧』採用項目への当該計数のみが記載されているにすぎず、しかも遺留史料は項目すべてにわたっているわけではない。⁽¹⁰⁾」と触れたことがある。山口県の場合、この種の行政文書は基本的に永年保存の対象とはされず廃棄されてきたとあってよいであろう。

3 県史編さん室の金融史資料調査の現段階

ここでは、銀行および銀行類似会社ならびにその他金融事業者に関する史資料について、山口県史編さん室による調査の進展具合を検討するものとする。

表1は、県史編さん室が現段階で把握している当該史資料の一覧である。ただし、統計関連は除外している。

表1 県下金融関連史資料

A 近代部会収集資料リスト (35Mフィルム)

参照番号	資料番号	フィルム番号	所蔵	分類及び目録番号	資料名	年代
A-1	183-227	M-31~M-44	山口大学付属図書館	林家文書/総務090-21-2 ~林家文書/総務090-61-2	諸控(雑件)、手控	明治元年-33年
A-2	358-042	M-86-91	広島大学付属図書館中央図書	義済堂文書24-2503		
A-3	407	M-43-44	国会図書館憲政資料室	井上馨関係文書700	協同会社・先収会社	
A-4	408	M-37	国会図書館憲政資料室	井上馨関係文書687-8	第百十銀行関係書類	
A-5	434-438		山口大学付属図書館	林家文書/総務090-62 ~林家文書/総務090-66	諸控(雑件)、手控	明治元年-27年
A-6	441-97	M-95-104	山口銀行本店			
A-7	618-636	M-105	山口銀行本店			
A-8	674	C	三井文庫	追549-8	井上馨書簡(先収会社)	明治7
A-9	675	C	三井文庫	物産213	先収会社規則	明治7
A-10	676	C	三井文庫	物産214	先収会社設立書並社中規則書等綴込他	明治6-7
A-11	678	C	三井文庫	物産216	備忘日記	
A-12	679	C	三井文庫	銀行2-1	三井銀行本分店出張店人員並役員調	明治9
A-13	680	C	三井文庫	銀行2-2	三井銀行役員名簿	明治12
A-14	681	C	三井文庫	銀行2-3	三井銀行所員名簿	明治13
A-15	683	C	三井文庫	特712	備忘録	明治8-10
A-16	684	C	三井文庫	別2300-11	各店所有物調	
A-17	685	C	三井文庫	本1215-27	元先収会社ヨリ譲受建物明細書	
A-18	686	C	三井文庫	本1215-38	先収会社請負御用譲受ニ関スル願書	
A-22	1793-1831	M-252-57	山口銀行本店	百十銀行	営業報告書 第1期-29、52期-61	
A-23	1835	M258	豊浦町中央公民館	古谷家文書466	防長農工銀行十年誌	明治41
A-24	1862	M259	豊浦町中央公民館	古谷家文書465	防長農工銀行 第15期	明治38下
A-25	1870-1880	M259-60	豊浦町中央公民館	古谷家文書465	防長農工銀行 第16期-28(欠20,24)	明治39上-45下

B 近代部会収集資料リスト (16Mフィルム)

参照番号	資料番号	フィルム番号	所蔵	分類及び目録番号	資料名	年代
B-1	177	1994321	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務204	協同会社第三次実際報告	明治9
B-2	178	1994321	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務208	協同会社会議疑問決議書類	明治10
B-3	243	1994325	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務198	民費協同会社設立諸控 第11大区	明治7
B-4	287	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務198	民費協同会社設立諸控 第11大区	明治7
B-5	288	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務188-1	協同会社並授産局関係資料	明治6-13
B-6	289	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務196	協同会社社則	明治13
B-7	290	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務197	協同会社仮社則	明治10-13
B-8	291	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務212	協同会社存廃論その他	明治12
B-9	292	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務215	松田敏樹在職中雑録	明治22
B-10	293	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務216	協同会社関係史料目録	
B-11	294	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務217	協同会社解社一件概報	明治22
B-12	295	1994331	山口県文書館	県庁文書/戦前A/総務218	協同会社社長松田敏樹在職中雑録	明治15
B-13	631	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書12	協同会社会議一件物入袋(包紙)	
B-14	632	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書13-7	修甫金穀再改正調査ニ付協同会社会議長通知状	
B-15	633	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書15-10	協同会社積金還付請取証綴	明治11
B-16	634	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書15-11		
B-17	635	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書15-12		
B-18	636	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書16-1		
B-19	637	1995373	山口県文書館	山口市嘉川本間家文書16-4		
B-20	-645				協同会社の清算関係:修甫金ないし積金関係	いずれも明治11か
B-21	932-943	1996301-2			協同会社会議関連	
B-22	967	1996312			協同会社解散関連	
B-23	1059	1998306		諸家文書/内藤家625	防長農工銀行設立大意	明治31
B-24	1072-75	1998311		諸家文書/柳井津小田家 追4	岩国103国丘銀行第20-23回 営業報告	明治21上-22下

県史編さん室では、調査済みの資料についてはマイクロフィルム形態で複写を行い、35mmと18mmのフィルム種別に資料番号を付して整理している。主要なものはハードコピーに落とされ、簡易製本されている。

さて、一瞥して分かるように、調査網に掛かった県下金融史資料は、協同会社関連（林家が重要な役割を演じたと思われるので、林家文書を含めるものとする）ならびに百十銀行関連に集中している。先収会社関連ならびに農工銀行関連、国立銀行関連がわずかに添えられている程度である。

協同会社とは、『第1回年報』の記述に従えば、旧藩主の「分与金」をもって資本として吉敷郡上宇野令村に設置され、融資を業とする会社であった。山口県では、廃藩置県の措置に対応した士族授産の試みとして、やはり旧藩主の分与金を資本として山口就産所を吉敷郡に設け、旧藩主の貸与金を資本として玖珂郡に岩国義済堂を設立している。前者が工業事業、後者が商工業、それぞれに配置された模様である。協同会社はこれらの士族授産施設を補完する金融会社として企画せられたものと考えられる。ただし、同社の定款を見ると、防長2州の「人民」協同に資するものとしているから、広範な事業活動を想定していたのかもしれない。県史編さん室調査の手が届いた資料のうち、営業報告書以外の資料が含まれているのは、この協同会社関連のみである。

百十銀行は、周知のごとく、現在の山口銀行が形成される際の中核銀行となった銀行である。資料所有者が山口銀行の一者に限られていることから分かるように、山口銀行設立時の銀行合同に伴って、合同諸行の文書が集約された結果得られた資料群である。山口銀行所有資料については、県史編さん室が「仮目録⁽¹⁾」を作成しており、その概要を把握することができる。しかしながら、金融史研究にとっては欠かせない、各種議事録や調査報告ないし調書、勘定元帳などが含まれていない。ほとんどが株主向けの各季営業報告書ないし考課状である。わが国においては、例えば三井銀行資料は研究論考の素材を提供して、数多の研究成果を生み出し、わが国の金融史研究に多大の貢献を為してきた。同類の期待を寄せることは、現在の調査状況では無理であるといわざるをえない。この事情は、国立銀行や農工銀行についても同様である。当該会社の役員経験者を始めとした、関係者の保有にかかる残存資料がないのかどうか、より詳細な資料収集が試みられて然るべきだと考える次第である。

先ほども参照した『第1回年報』の記述によれば、銀行類似会社と覚しき会社が明治12年に設立されたものだけでも4社ある。徳山の公共社、三田尻の協力社、萩の物産商社ならびに自治商社である。この種の諸会社に関する資料が一切リストに上がっていないことから見ても、資料調査は未だ端緒の域を出ていないと考えざるをえない。近年における庶民生活史の展開には目ざましいものがあるが、その種の考察において欠かせない質屋に関する資料が県史近代部会において全く調査されていず、意外の感を禁じえない。明治39年と本稿の守備範囲を超える年次であるが、同年年末現在で県下には579店舗もの質屋が営業していたという。これらに関する資料が一編も見られない現状を鑑み、先述未の評言に耳を傾けられんよう関係者各位に切に要望するものである。

(1) 山口県『山口県の統計百年』、山口県、1968年に掲載の金融関連長期時系列表を検討の対象として想定している。特に複数の出典から編まれている場合のデータ接続の有意性に検討の余地

ありと考えているからである。

- (2) 「山口地方金融史概説のために－明治期史料の検討(1)－」『下関市立大学産業文化研究所報』第6号、1996年3月。
- (3) 前掲旧稿で、同統計書は、金融関連表の限りではあるが、明治24年に第3回で刊行を休止した『山口県統計表』の後継ではないかとの推論を提示している。ただし、明治45年の改題にあたって、内容的に大きく簡便化されることになることも、同旧稿で指摘したところである。
- (4) 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌－富国強兵編－』全4冊（上の1）、（上の2）、（上の3）、（下）、（補遺）、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター、1976－1980年
- (5) この『全国農産表』は、明治11年から同13年までそれぞれ明治9年、同10年、同11年を調査対象年として刊行された。その後、明治14年に同表題のものと『農務統計表』と題するものに分かれ、前者は明治17年まで刊行されて廃刊、後者は明治14年に第1回として明治9－13年を調査対象として刊行の後に、翌々年の明治16年に明治9－15年を調査対象とした第2回の刊行をもって廃刊されている。独立した統計調査の統計表としての物産表編纂の途絶である。
- (6) 前掲旧稿、p.21。
- (7) 同母冊は、虫食いがひどく、現状の製本を行うに当たって綴じ込み不良や不用意な端断切があつて、正確な読み取りを期すことができなくなっている。
- (8) その概要については、大道和夫「明治前期創業の企業史料の分析について」『山口県史研究』第4号、1996年、P113ならびに表3を参照されたい。
- (9) この点、山口県の場合はどうであったのか、ご教示いただければ幸いである。
- (10) 前掲旧稿、p.21。
- (11) 山口県史編さん室近代部会『山口銀行所蔵資料仮目録』、同部会、1994年。